

# 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

- 障害者計画 P1～P17
- 第3期障害福祉計画 P18～P24

### 【評価区分について】

- 達成 目標（特に数値目標を設定した事業）に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合にそれに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更（計画自体の変更も含む）したもの（見直しや廃止も含む）
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|                |                                     |  |  |                          |            |
|----------------|-------------------------------------|--|--|--------------------------|------------|
| 分野別計画名         |                                     | 障害者計画  |  | 各節の項目                    |            |
| 計画名            | 障害者計画                               |  | 2. ボランティア活動の推進                                   |                          |            |
| 施策名            | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第1節 理解と交流の促進 |  | 2. ボランティア活動の推進                                   |                          |            |
| 施策の目標<br>個別事業名 | 取組み・方針<br>(目標事業量)                   | 達成度<br>平成25年度末時点   | 平成25年度末時点での個別項目(目標事業量)の実施状況もしくは達成状況に関する評価及び今後の方策 | 等                        | 評価区分       |
| 計画書より          |                                     |  |  |                          |            |
| 個別項目もしくは個別事業名  | 個別項目の概要                             | きよせボランティアセンターで情報提供や相談に応じているほか、手話講習会や傾聴ボランティア養成講座などを開催。また、市民活動センターとの共催による一般市民向け講座も実施。 | 引き続きボランティアセンターと市民活動センターの協働により市民活動の支援を行っていく。      |                          | 充実<br>評価区分 |
| 各項目の総合的な実績評価   | きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボラン    |  | 平成25年度末時点の実施状況もしくは達成状況<br>※第3期障害福祉計画は平成25年10月時点  | 、人材育成など地域福祉の推進が図られてきている。 |            |

- ・ 計画書の構成にあわせて章・節単位で項目別評価を行います。
- ・ 障害者計画の計画期間は平成21年度から平成27年度までの7年間で、今回は25年度分についての評価となります。
- ・ 第3期障害福祉計画の計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間で、サービス必要量の見込みについて今回は25年度分が評価の対象です。
- ・ 第3期障害福祉計画のサービス必要量は算定時における基準月を各年度10月利用分としていることから、達成度についても平成25年10月時点の数値となっています。
- ・ 「評価及び今後の方策(改善策)」「評価区分」「施策全体又は基本目標からの実績評価」の各項目については(案)です。

障害者計画 個別事業評価区分(案)一覧

|  | 評価区分 |      |      |      | (案) |    | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--|------|------|------|------|-----|----|------|------|------|------|
|  | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |     |    |      |      |      |      |
| 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり                 |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備                    |      |      |      |      | 達成  | 1  | 2    | 1    | 2    |      |
| 1. 障害の早期把握・療育システムの構築                     |      |      |      |      | 充実  | 23 | 17   | 18   | 16   |      |
| 1頁 療育システムの構築                             | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   | 継続  | 16 | 19   | 19   | 20   |      |
| 1頁 早期発見・早期療育体制の充実                        | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   | 変更  | 0  | 0    | 2    | 2    |      |
| 1頁 健診後フォローと関係機関連携の充実                     | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   | 未実施 | 0  | 2    | 0    | 0    |      |
| 2. 障害児保育の充実                              |      |      |      |      | 計   | 40 | 40   | 40   | 40   |      |
| 2頁 障害児保育の充実                              | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 3. 学校教育・学童保育の充実                          |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 3頁 学びやすい教育環境の整備                          | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 3頁 通級指導の実施                               | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 3頁 教育部門・福祉部門・保健部門の連携                     | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 3頁 学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施         | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 4頁 障害児放課後等育成事業の実施                        | 継続   | 継続   | 変更   | 変更   |     |    |      |      |      |      |
| 第2節 社会参加や就労の促進                           |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 1. 雇用・就労の促進                              |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 5頁 清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実 | 充実   | 未実施  | 継続   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 5頁 法定雇用率の維持・向上                           | 達成   | 達成   | 達成   | 達成   |     |    |      |      |      |      |
| 5頁 授産製品の販路拡大                             | 充実   | 未実施  | 継続   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 6頁 作業所の新体系への移行の支援                        | 継続   | 達成   | 変更   | 変更   |     |    |      |      |      |      |
| 2. 生涯学習の充実                               |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 7頁 生涯学習の充実                               | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 7頁 ふれあい事業の充実                             | 充実   | 充実   | 充実   | 継続   |     |    |      |      |      |      |
| 7頁 図書館サービスの充実                            | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 3. 社会活動参加の支援                             |      |      |      |      |     |    |      |      |      |      |
| 8頁 障害者スポーツ、レクリエーションの充実                   | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 8頁 文化・芸術活動の充実                            | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 8頁 市主催行事への参加促進                           | 充実   | 継続   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |
| 9頁 自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施           | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |    |      |      |      |      |

障害者計画 個別事業評価区分(案)一覧

|                     |                              | 評価区分 |      |      |      | (案) |
|---------------------|------------------------------|------|------|------|------|-----|
|                     |                              | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |     |
| 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり |                              |      |      |      |      |     |
| 第1節 理解と交流の促進        |                              |      |      |      |      |     |
| 1. 啓発・交流活動の推進       |                              |      |      |      |      |     |
| 10頁                 | ともに活動する機会の増大                 | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 10頁                 | 啓発・広報活動の充実                   | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 10頁                 | 地域と施設の交流促進                   | 充実   | 充実   | 充実   | 継続   |     |
| 10頁                 | 「障害者週間」の普及・啓発活動の充実           | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 11頁                 | イベント等による市民交流                 | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 2. ボランティア活動の推進      |                              |      |      |      |      |     |
| 12頁                 | ボランティア活動への総合的な支援             | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 第2節 福祉のまちづくりの推進     |                              |      |      |      |      |     |
| 1. 公共施設の設備改善        |                              |      |      |      |      |     |
| 13頁                 | 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 13頁                 | 歩行環境の整備                      | 充実   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 13頁                 | 公共交通機関事業者への要望                | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 2. 移動・移送サービスの充実     |                              |      |      |      |      |     |
| 14頁                 | コミュニティバスによる利便性の向上            | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |
| 14頁                 | 障害者専用駐車スペースの確保               | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 14頁                 | 福祉有償運送事業者への支援                | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |
| 3. 情報提供の充実          |                              |      |      |      |      |     |
| 15頁                 | 行政情報の提供体制の充実                 | 継続   | 継続   | 継続   | 達成   |     |
| 15頁                 | 情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討 | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |
| 15頁                 | 市役所の窓口対応における配慮               | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 15頁                 | 障害者相談員への情報提供と相談活動の充実         | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |
| 16頁                 | 民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実      | 充実   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 4. 防災・救護体制の充実       |                              |      |      |      |      |     |
| 17頁                 | 防災危機管理体制の確立                  | 充実   | 継続   | 継続   | 継続   |     |
| 17頁                 | 緊急通報システム、福祉電話                | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |
| 17頁                 | 聴覚障害者用FAX通報システム              | 充実   | 充実   | 充実   | 充実   |     |

### 第3期障害福祉計画 個別事業評価区分(案)一覧

|                     |                             |  |  |  | 評価区分 |      |      |      | (案)  |      |      |      |    |
|---------------------|-----------------------------|--|--|--|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
|                     |                             |  |  |  | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |      |      |      |      |    |
| 第4章 障害のある人を支えるまちづくり |                             |  |  |  |      |      |      |      | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |    |
| 第2節 障害福祉サービス等の充実    |                             |  |  |  |      |      |      |      | 達成   | 7    | 9    | 12   | 10 |
| 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み |                             |  |  |  |      |      |      |      | 充実   | 2    | 0    | 0    | 0  |
| 18頁                 | 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 |  |  |  | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   | 10   | 10   | 6    | 8  |
| 19頁                 | 生活介護                        |  |  |  | 充実   | 達成   | 達成   | 達成   | 変更   | 0    | 0    | 0    | 0  |
| 19頁                 | 療養介護                        |  |  |  | 継続   | 継続   | 達成   | 継続   | 未実施  | 0    | 0    | 0    | 0  |
| 19頁                 | 児童デイサービス                    |  |  |  | 継続   | 継続   |      |      | 計    | 19   | 19   | 18   | 18 |
| 19頁                 | 短期入所                        |  |  |  | 継続   | 継続   | 継続   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 19頁                 | 自立訓練(機能訓練)                  |  |  |  | 継続   | 達成   | 達成   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 20頁                 | 自立訓練(生活訓練)                  |  |  |  | 継続   | 継続   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 20頁                 | 就労移行支援                      |  |  |  | 継続   | 継続   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 20頁                 | 就労継続支援(A型)                  |  |  |  | 達成   | 達成   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 20頁                 | 就労継続支援(B型)                  |  |  |  | 継続   | 達成   | 達成   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 21頁                 | 共同生活介護・共同生活援助               |  |  |  | 継続   | 継続   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 21頁                 | 施設入所支援                      |  |  |  | 達成   | 継続   | 継続   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 22頁                 | 指定相談支援                      |  |  |  | 達成   | 継続   | 継続   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 2. 地域生活支援事業の充実      |                             |  |  |  |      |      |      |      |      |      |      |      |    |
| 23頁                 | 相談支援事業                      |  |  |  | 達成   | 達成   | 達成   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 23頁                 | 住宅入居等支援事業                   |  |  |  | 継続   | 継続   | 継続   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 23頁                 | 成年後見制度利用支援事業                |  |  |  | 達成   | 達成   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 23頁                 | 日常生活用具給付事業                  |  |  |  | 充実   | 達成   | 継続   | 継続   |      |      |      |      |    |
| 23頁                 | 移動支援事業                      |  |  |  | 達成   | 達成   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |
| 24頁                 | 地域活動支援センター                  |  |  |  | 達成   | 達成   | 達成   | 達成   |      |      |      |      |    |

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |   |                             |  |
|--------------|---|-----------------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>障害者計画</b>                                      |                             |  |
| <b>施策名</b>   | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備 | <b>1. 障害の早期把握・療育システムの構築</b> |  |

| 施策の目標<br>個別事業名    | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業   |  |          |
|-------------------|--|--|--|----------|
|                   |  | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 療育システムの構築         | 清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。  | 清瀬市子どもの発達支援・交流センターは開設5年目となり、学校や幼稚園、保育園など関係機関からの相談や連携した対応を通じて、地域療育の核として機能的な役割を果たしている。                                   | 平成24年度から5年間の指定管理を継続することとなった。平成24年の児童福祉法の改正に対応した。さらに、今後の法改正等への対応を踏まえながら計画的な整備を行っていく。                              | 充実       |
| 早期発見・早期療育体制の充実    | 健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。                                  | 乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業より、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センター、または専門医療機関等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援の体制を図った。定期及び随時、ケースについて連絡会を開催し、連携を図った。 | 引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児を清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図り早期療育体制を継続する。また、療育が必要となった乳幼児の家族へのサポート方法などについても、ケースの連絡会等を通じて連携を図る。 | 充実       |
| 健診後フォローと関係機関連携の充実 | 早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。 | 乳幼児健診事業より、支援が必要なケースについて、随時関係機関と連携しながら、支援方法・役割分担を確認し、支援を行った。  | 各センター（健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター）間での情報交換は行っており、その他、療育支援が必要なケースがある場合、各関係機関での連携を図っている。                  | 継続       |

### 施策全体又は基本目標からの実績評価

開設5年目を迎えた清瀬市子どもの発達支援・交流センターは、基本理念である「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子をささえる」の更なる実践を目指し、相談部門・発達支援部門・地域支援部門の各事業の充実を図った。特に、地域支援として保育園・幼稚園の巡回相談に成果をあげている。虐待対応についても子ども家庭支援センターをはじめ関連機関と密接に連携するなど地域の実情に即した新たな役割にも積極的に対応した。

また障害の早期発見機関として、健康推進課の健診事業から速やかに療育につなげていくための機能的な連携が構築されている。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|   |   |   |   |                  |
|---|---|---|---|------------------|
| <b>計 画 名</b>  | <b>障害者計画</b>  |   |   |                  |
| <b>施策名</b>  | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備   | <b>2. 障害児保育の充実</b>  |   |                  |
| <b>施策の目標<br/>個別事業名</b>  | <b>取組み・方針<br/>(目標事業量)</b>   | <b>個別事業</b>   |   |                  |
|   |   | <b>達成度<br/>平成25年度末時点</b>  | <b>評価及び今後の<br/>方策（改善策）等</b>   | <b>評価<br/>区分</b> |
| 障害児保育の充実  | 子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。 | 子ども発達支援・交流センターの相談員による巡回指導を、従来の市立保育園・私立保育園に加え私立幼稚園にも実施し、障害のある子への保育方法の課題を解決しながら、充実した保育、クラス運営を実施することができた。保育士等の支援内容に向上がみられ保育、クラス運営の充実が進んでいる。<br>(保育園等を対象とした巡回相談指導)<br><br>・平成23年度 55回<br>・平成24年度 70回<br>・平成25年度 87回 | 巡回相談の事前打ち合わせを行い、有意義な相談が行なえるよう運営している。今後も相談員の助言を受け、質の高い保育を実施していく。<br>また、保育士を対象とした研修会を実施し、保育園全体で障害のある子どもの対応が行えるよう保育の質を高めて行く。 | 充実               |
| <b>施策全体又は基本目標からの実績評価</b>  |   |   |   |                  |
| 清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談指導の実施に加え、保育士研修を実施したことにより、現場で子どもの指導に関わる職員の対応の向上と連携の基盤が深まり、子どもに対する支援の厚みが増した。 |   |   |   |                  |



## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名                         |  | 障害者計画  |   |          |
|-------------------------------|--|--|---|----------|
| 施策名                           | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備                                | 3. 学校教育・学童保育の充実  |   |          |
| 施策の目標<br>個別事業名                | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業   |   |          |
|                               |  | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等   | 評価<br>区分 |
| 学びやすい教育環境の整備                  | 教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。                                    | 平成25年3月に策定された清瀬市特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育巡回指導員や教育アドバイザー、清瀬特別支援学校の教員等が連携し、特別支援教育を視点とした教育環境の整備を進めた。その結果、授業の流れを事前に提示する様子が小学校全校で見られる等改善が進んでいる。 | 指導の充実・環境整備はさらなる充実を図らなければならない。専門家の巡回指導を確立し、学校体制の整備、教員の資質向上等、具体的な支援の充実を図っていく。   | 継続       |
| 通級指導の実施                       | 現在開設している清瀬第八小学校の通級指導学級においては引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。                              | 清瀬第八小学校の通級指導学級において、週1回程度の通級指導で、ソーシャルスキルトレーニング等での社会性の育成や教科の補充等を行っている。また、通級指導学級担当教諭による巡回指導体制への移行に向け、在籍校訪問の頻度を増やし、積極的に情報連携・行動連携を図るようにした。  | 引き続き清瀬第八小学校において、通級指導を実施する。また、清瀬市特別支援教育推進計画の中で示した通級指導学級担当教諭による巡回指導を試行し、巡回指導の今後の在り方について研究を進める。  | 充実       |
| 教育部門・福祉部門・保健部門の連携             | 障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。       | 教育・保健・福祉等の連携を図る中で、障害のある児童の適切かつ円滑な就学の推進のための方策の一つとして「就学支援シート」の活用及び改善を図った。また、障害の早期発見と支援をめざし就学相談員による就学前機関の訪問等を行った。                         | 「就学支援シート」については、前年度比5%超の49.6%の提出率となっており、シートを活用した障害のある子供に対するよりきめ細やかな支援の方策を充実していく。また就学前期機関との情報連携及び行動連携を推進し、就学時健康診断の在り方のさらなる改善を図り、早期発見と支援の充実を図っていく。 | 継続       |
| 学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施 | 学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。 | 特別支援学校・特別支援学級との交流及び共同学習や副籍、芝山小学校、清瀬第八小学校等における高齢者施設との交流を実施している。また各中学校における福祉施設への職場体験学習や吹奏楽部等による訪問演奏等を各校のカリキュラムに継続的に基づき実施している。            | 今後も総合的な学習の時間をはじめとした教育活動において、特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との副籍を特別支援教育推進計画に沿って推進する。また、障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育福祉教育の充実に努める。                          | 継続       |

| 施策の目標<br>個別事業名     | 取組み・方針<br>(目標事業量)   | 個別事業  |  |          |
|--------------------|---|---|--|----------|
|                    |   | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 障害児放課後等育成事業<br>の実施 | 特別支援学校、特別支援学級に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後子どもたちの安全と自立、福祉の増進を図る。 | 特別支援学校等に在籍する児童生徒を対象に、市内の2法人に事業を委託して放課後や長期休暇を利用して遊びや集団活動を行っていたが、2法人とも平成25年1月と4月に児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」に移行している。さらに平成25年度に市内に事業所1か所が設立され近隣市にも数か所設立されている。<br><br>25年度延べ利用者数：740人 | 平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が施行され、本事業は法内事業に移行し事業運営を行っている。25年度に市内に新たに1か所事業所が設立し近隣市にも設立されているが、事業所の受け入れ人数に限りがあり、利用者の希望に応えられていない。事業所の運営内容の見直しの調整や事業所間の連携、さらに新たな事業所の誘致も必要である。 | 変更       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

- ・教育分野の様々な施策によって学校における子どもの学びやすい環境整備が図られてきている。これに清瀬市子どもの発達支援・交流センターとの連携が加わったことで、児童や教員に対する支援の厚みが増してきている状況である。
- ・障害児放課後等育成事業については、児童福祉法の「放課後等デイサービス」への移行が済み、市内及び近隣市にも事業所が設立されたが、利用者の希望に十分答えられていないため事業所間の連携と事業所数を増やす等の対策が必要がある。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名                                 |   | 障害者計画   |   |          |
|---------------------------------------|---|---|---|----------|
| 施策名                                   | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第2節 社会参加や就労の促進  | 1. 雇用・就労の促進   |   |          |
| 施策の目標<br>個別事業名                        | 取組み・方針<br>(目標事業量)   | 個別事業  |   |          |
|                                       |   | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等   | 評価<br>区分 |
| 清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実 | 「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」とハローワーク、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。 | 清瀬市障害者就労支援センターにおける平成25年度の登録者は、前年度から14名増加の155名となったが、新規就職者の実績は23年度6名、24年度14名、25年度11名であった。 | ハローワークや市内関係施設・企業などによるネットワーク懇談会を適宜開催し、各機関との連携を図りながら就労支援や職場定着について利用者の状況に応じた支援を行っていくほか、不安や悩みの解消につなげるための相談を始めとする生活支援などの更なる充実に努めていく。             | 継続       |
| 法定雇用率の維持・向上                           | 市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。   | 年度末の障害者の雇用率は、2.42%となり、法定雇用率を上回っている。新基準でもその法定雇用率を現在のところ上回っている。                           | これまでも採用試験において、障害の有無は採用の条件にしておらず、活字印刷物に対応できる方であれば、どなたにでも門戸を開いていた。今後もこの方針は変更しない予定であるが、職員の退職等により、法定雇用率を満たすことの出来なくなった場合は、障害者の別枠での採用も考えていくことになる。 | 達成       |
| 授産製品の販路拡大                             | 授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。      | 市内2事業者が定期的に市役所、障害者センター、児童センター、ワークル・きよせなどでのパン販売などを行っている。市内における各種イベントにおいて、陶芸、刺繍等を販売した。    | 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課と協議しながら、対象商品の発掘や販路拡大及び充実に努め、工賃向上で利用者の生活の安定が図られるようにする。  | 継続       |

| 施策の目標<br>個別事業名     | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業                             |  |          |
|--------------------|--|----------------------------------|--|----------|
|                    |  | 達成度<br>平成25年度末時点                 | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 作業所の新体系への移行<br>の支援 | 障害者自立支援法の新体系への移行を目指<br>す事業所への助言や東京都との連絡調整<br>等、必要な支援を検討する。 | 移行を予定していた事業者のすべてが新体<br>系事業に移行した。 | 市内施設のすべてが新体系事業への移行を行<br>った。今後も安定した運営ができるよう必要<br>な支援を行っていく。 | 変更       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

雇用状況が依然として厳しい中で、引き続きハローワーク等関係機関との連携に努めながら障害特性などにも配慮した就労相談や職場開拓、職場定着支援など行うほか、日常生活上の相談にも応じていくことで利用者の就労と生活両面の支援を行っていくことが求められる。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                   |  |
|--------------|--|-------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>障害者計画</b>                               |                   |  |
| <b>施策名</b>   | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第2節 社会参加や就労の促進 | <b>2. 生涯学習の充実</b> |  |

| 施策の目標<br>個別事業名 | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業   |   |          |
|----------------|--|--|---|----------|
|                |  | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等   | 評価<br>区分 |
| 生涯学習の充実        | 清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。  | 生涯学習の機会を提供するために、様々な講座や教室を実施した。   | 生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや市内各指定者による管理施設において様々な講座や教室の拡充を図る。また、障害のある方が参加しやすい事業に努める。  | 充実       |
| ふれあい事業の充実      | 障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供とさらなる活動内容の充実を図る。 | 市が清瀬わかば会に委託している「地域促進事業」を青年学級の活動にリンクさせて、外出やレクリエーションなど多彩な行事や活動を行っている。地域の障害児・者を対象に、事業を実施している。参加希望者は増加している。  | 青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して、障害のある方が豊かな生活を送るよう支援を引き続き行なう。事業内容が評価されており、今後は、参加希望者を広く受け入れる事業展開を図る必要がある。また、事業の周知には、市報きよせや清瀬市ホームページの活用をしていく。        | 継続       |
| 図書館サービスの充実     | 現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・録音図書(DAISY図書)、プライベート録音図書の製作</li> <li>・対面朗読サービスの実施</li> <li>・録音及び点字図書の取り寄せ、貸出し(相互貸借)</li> <li>・資料宅配・郵送サービスなど、各種ハンディキャップサービスの実施</li> </ul> | 図書館を利用することが困難な方や、通常の印刷文字による読書が困難な方を対象に実施しているハンディキャップサービスを、広く市民の方へ周知するため、ハンディキャップサービス利用ガイド(利用案内)を改訂する。ハンディキャップサービス資料専用の目録をホームページで公開し、利用の拡充を図る。 | 充実       |

### 施策全体又は基本目標からの実績評価

・生涯学習のニーズが多様化・高度化していく中で、障害のある人がその人らしく生きるための活動や機会をさらに整備していくにあたり、平成22年7月にオープンした「コミュニティラザひまわり」はその拠点として、今後の幅広い活用と市民交流の場としての役割が期待される。

・個別事業として掲げている「ふれあい事業の充実」は委託した社会福祉法人が青年学級として運営を行っているが、ここでは日常生活上の悩みを相談しあったり、外出や野外活動など様々なレクリエーションを通じて心身に障害のある青年の仲間づくりや社会参加の促進を図っているが参加希望者の増加が著しい。またもう一つの個別事業である「図書館サービスの充実」は、元町こども図書館のリニューアルに伴う設備の充実化などで今後も利用者への配慮やリクエストに応じた様々なサービスを展開していく。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名               |  | 障害者計画  |  |          |
|---------------------|--|--|--|----------|
| 施策名                 | 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり<br>第2節 社会参加や就労の促進   | 3. 社会参加活動の支援   |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名      | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業   |  |          |
|                     |  | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 障害者スポーツ、レクリエーションの充実 | 年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。 | 市内の知的障害者通所施設5団体で毎年スポーツ交流会を実施している。<br>※平成25年度は11月にスカットボールを実施                                  | 障害の程度によらず、どんな人でも平等にスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。平成26年度は市内にできた新しい施設も加わり6施設で事業を行う予定。<br>今後も障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していく。 | 充実       |
| 文化・芸術活動の充実          | 文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。                    | 平成22年7月に「コミュニティプラザひまわり」、12月に「清瀬けやきホール」の施設がオープンしたことで環境が整備された。                                 | 「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として多くの市民の利用を見込む。   | 充実       |
| 市主催行事への参加促進         | 市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。    | 成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置した。設置型及び携帯型磁気ループシステムを整備した。市報きよせをはじめとした全戸配布する広報の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させた。 | 引き続き障害のある方々が参加しやすい環境整備を行っていく。  | 充実       |

| 施策の目標<br>個別事業名              | 取組み・方針<br>(目標事業量)                               | 個別事業  |                                       |          |
|-----------------------------|---|---|---------------------------------------|----------|
|                             |   | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等                   | 評価<br>区分 |
| 自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施 | 経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。 | タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に半年分の助成上限額18,000円→19,800円へ増額した。<br>・平成23年度 727人<br>・平成24年度 742人<br>・平成25年度 742人<br>自動車ガソリン費補助<br>・平成25年度 1,767人 | 今後も社会状況や利用者のニーズに応じて適切な時期に制度改正を検討していく。 | 充実       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

様々な目的に応じた社会参加が可能となるよう、今後も各種事業の拡充を図っていくとともに、バリアフリーなどに配慮した参加しやすい環境整備を進めていく。平成25年4月から障害者や介護者の経済的負担の軽減と社会参加の推進を図ることを目的とした、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免制度を開始している。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名              |   | 障害者計画  |  |          |
|--------------------|---|--|--|----------|
| 施策名                | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第1節 理解と交流の促進                                       | 1. 啓発・交流活動の推進  |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名     | 取組み・方針<br>(目標事業量)   | 個別事業   |  |          |
|                    |   | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| ともに活動する機会の増大       | 市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。               | 障害を持つ人やその関係者が集う地域サロンの情報をサロンマップに掲載した。きよせふれあいまつりでは、当事者が実行委員会に参加するとともに、障害の有無を問わず参加できる催しを多く設けた | 自然な形で交流を図り、ともに活動できる場づくりに努める  | 継続       |
| 啓発・広報活動の充実         | ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。 | 平成22年4月に市ホームページリニューアルを行った際、アクセシビリティの向上とともに様式の統一化を図ったことで、音声読み上げ機能の充実や文字サイズ拡大機能への対応を可能としている。 | 障害者福祉や制度などに関する情報については、世間の動きとも同調しながら、適切なタイミングで市報やホームページを通じて提供・紹介していく。 | 継続       |
| 地域と施設の交流促進         | 市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。                               | 交流事業用の備品貸出しや事業広報を行い、側面的な支援を行った。  | 地域懇談会等の実施を通じ、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指していく。                         | 継続       |
| 「障害者週間」の普及・啓発活動の充実 | 「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。           | 「市報きよせ」に障害者週間の記事を掲載し、市民への周知を図っている。障害者週間に駅北口のアミュービル5階で市内2か所の相談支援事業所及びヘルプマーク・ヘルプカードを展示・紹介した。 | 市報以外の広報媒体を活用したPRや記念行事などを検討していく。                                      | 継続       |



| 施策の目標<br>個別事業名 | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業  |   |          |
|----------------|--|---|---|----------|
|                |  | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等                           | 評価<br>区分 |
| イベント等による市民交流   | 市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。 | 夏の体験ボランティアでは障害者支援の体験メニューを数多く設け実施し、市民交流に繋がっている。<br>福祉教育や防災体験イベントでは、障害当事者によるレクチャーにより、多くの市民が障害者体験などを行いながら交流を深めた。 | 広く市民と障害を持つ方との接点を作ることで、一定の理解が広がっている。今後も継続していく。 | 継続       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

障害者施設や団体が継続して行っているバザーや祭りなどによって市民同士の交流や理解は深まっているが、より多くの市民に対してノーマライゼーションの理解と実践を広げていくためには市報や市のホームページを通じた情報発信や関連記事の掲載などを充実していく必要がある。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|   |  |  |   |                  |
|---|--|--|---|------------------|
| <b>計 画 名</b>  | <b>障害者計画</b>   |  |   |                  |
| <b>施策名</b>  | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第1節 理解と交流の促進                  | <b>2. ボランティア活動の推進</b>  |   |                  |
| <b>施策の目標<br/>個別事業名</b>  | <b>取組み・方針<br/>(目標事業量)</b>                            | <b>個別事業</b>  |   |                  |
|   |  | <b>達成度<br/>平成25年度末時点</b>   | <b>評価及び今後の<br/>方策（改善策）等</b>   | <b>評価<br/>区分</b> |
| ボランティア活動への総合的な支援  | ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。 | ボランティア入門講座、ボランティア活動見本市、夏の体験ボランティアを通じ、様々なボランティアのあり方を紹介し、より多くの市民参加を促している。知的・発達障害児ボランティア養成講座では、体験と共有の時間を設けて活動参加の動機づけを図っている。 | 様々なかたちの地域（社会）貢献活動のあり方を紹介しながら、啓発・講座実施・活動相談・体験プログラムの提供・活動紹介・情報集約などに努めていく。 | 継続               |
| <b>施策全体又は基本目標からの実績評価</b>  |  |  |   |                  |
| きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボランティアに関する参加や活動の支援を行うことで、人材育成など地域福祉の推進が図られてきている。 |  |  |   |                  |

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                     |  |
|--------------|--|---------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>障害者計画</b>                           |                     |  |
| <b>施策名</b>   | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第2節 福祉のまちづくりの推進 | <b>1. 公共施設の整備改善</b> |  |

| 施策の目標<br>個別事業名               | 取組み・方針<br>(目標事業量)   | 個別事業   |  |          |
|------------------------------|---|--|--|----------|
|                              |   | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 | 公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などにに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。 | 診断の結果、耐震性能不足であった施設のうち、学童クラブ・老人いこいの家の耐震補強を行った。  | 耐震性能不足の残りの施設について、耐震化を図るなかで、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。   | 継続       |
| 歩行環境の整備                      | 歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。  | 昨年度に引き続き東京都の補助金を活用し、今年度につきましては、清瀬駅北口駅前周辺歩道の一部の段差改良工事を実施した。   | 引き続き補助金等の活用により、緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行っていく。   | 継続       |
| 公共交通機関事業者への要望                | 鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。                       | 鉄道事業者に対して、清瀬駅において内方線付き点状ブロックの設置について協議した。また、バス事業者にはノンステップバスの導入率がおおよそ半数を超えているが、引き続き増やしていただくよう要望を行った。 | 鉄道事業者に対しましては、内方線付き点状ブロック等の転落防止対策等について努めていただくよう要望するとともに、バス事業者につきましても、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行っていく。 | 継続       |

### 施策全体又は基本目標からの実績評価

公共施設等の整備にあたっては「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化が進められてきており、平成24年度に「コミュニティプラザひまわり」や「清瀬けやきホール」が開設したことで更なる利便性の向上が図られる。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名   |   | 障害者計画  |  |          |
|---|---|--|--|----------|
| 施策名   | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第2節 福祉のまちづくりの推進                    | 2. 移動・移送サービスの充実  |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名  | 取組み・方針<br>(目標事業量)   | 個別事業   |  |          |
|   |   | 達成度<br>平成25年度末時点   | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| コミュニティバスによる<br>利便性の向上   | 現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。     | 公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出機会の拡大と行動の円滑化を図っている。徐々にではあるが毎年利用者は増加している。 | 引き続き利用の促進に努めていく。   | 充実       |
| 障害者専用駐車スペースの確保  | 公共施設以外にも多くの市民が利用する公的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。 | 平成25年度末時点において、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、駐車場の設置に関する指導・助言を行った案件は無かった。                       | 設置者に対しては引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。                     | 継続       |
| 福祉有償運送事業者への支援   | 福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。            | 市内の認可事業者に対して補助金を交付し、運営の安定化に対する支援を行った。  | 補助金交付によって安定した運営が図られ、高齢者及び障害者等の利用者に対するサービス向上に繋がるよう引き続き支援を行っていく。 | 充実       |
| 施策全体又は基本目標からの実績評価   |   |  |  |          |
| 市内の福祉有償運送サービス登録4団体の平成25年度稼働件数は延べ7,000件に達し、高齢者や身体障害者等の生活圏の拡大と社会福祉の増進に寄与している。 |   |  |  |          |

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名                        |   | 障害者計画   |  |          |
|------------------------------|---|---|--|----------|
| 施策名                          | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第2節 福祉のまちづくりの推進                  | 3. 情報提供の充実  |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名               | 取組み・方針<br>(目標事業量)                                       | 個別事業  |  |          |
|                              |   | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 行政情報の提供体制の充実                 | 市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。 | 情報発信において、市報きよせなどの刊行物を音訳したものが、ホームページ上でも聞けるよう、専用のページを設置している。                                    | 文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開していく。                      | 達成       |
| 情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討 | インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。      | 市のホームページ上にオンライン窓口を設置し、各種申込み手続きや申請書のダウンロードを可能としている。  | 文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。 | 充実       |
| 市役所の窓口対応における配慮               | 市役所内の窓口にて聴覚や視覚障害など障害者の状況に配慮した具体的な方策を検討する。               | 平成19年度に市役所窓口6箇所にて視覚障害者活字読み上げ装置を設置。また平成22年度に障害福祉課にローカウンターを導入平成24年度に障害福祉課、高齢福祉課に磁気ループシステムを設置した。 | 引き続き改善していく。  | 継続       |
| 障害者相談員への情報提供と相談活動の充実         | 身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。         | 年1回連絡会を開催し、最近の福祉制度や市内施設の紹介を行い見識を深めた。<br>・相談員数<br>身体障害者相談員 3名<br>知的障害者相談員 2名                   | 引き続き相談員に対する必要な支援や研修を充実していくとともに市民に対する周知も図っていく。              | 充実       |

| 施策の目標<br>個別事業名                  | 取組み・方針<br>(目標事業量)                               | 個別事業                                |  |          |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|--|----------|
|                                 |   | 達成度<br>平成25年度末時点                    | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等                                | 評価<br>区分 |
| 民生委員・児童委員への<br>情報提供と相談活動の充<br>実 | 民生委員・児童委員に対して必要な情報提<br>供等の支援を行い、相談活動の充実を図<br>る。 | 地域の課題や支援を要する事例などについ<br>て協力して対応している。 | 引き続き協力を行っていくとともに、制度やサービスに関す<br>る情報提供等積極的な支援を行っていく。 | 継続       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共刊行物に関する関係者との意見交換や市ホームページの改訂などにより情報提供体制は整備されてきているが、必要なニーズすべてを充足していないことから今後は市民と関わるこ  
とが多い団体や各種相談員等に積極的に情報提供を行う機会を増やすなど、多角的な伝達方法についても更に検討していく。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                      |  |
|--------------|--|----------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>障害者計画</b>                           |                      |  |
| <b>施策名</b>   | 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり<br>第2節 福祉のまちづくりの推進 | <b>4. 防災・救護体制の充実</b> |  |

| 施策の目標<br>個別事業名  | 取組み・方針<br>(目標事業量)  | 個別事業  |  |          |
|-----------------|--|---|--|----------|
|                 |  | 達成度<br>平成25年度末時点  | 評価及び今後の<br>方策(改善策)等  | 評価<br>区分 |
| 防災危機管理体制の確立     | 地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。 | 平成23年度より災害時要援護者に関する情報の集約と把握のためにシステムを導入し、同時に要援護者台帳登録制度開始した。                              | 地域防災計画の見直しとともに災害時要援護者対策についても充実していく。                            | 継続       |
| 緊急通報システム、福祉電話   | 今後も制度の周知と普及の促進を図る。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム利用者 5名</li> <li>・福祉電話利用者 13名</li> </ul> | 利用者の生活状況や必要性を再検証しつつ、高齢者施策の事業内容との比較や見直しを図り現状に即した制度のもとで普及の促進を図る。 | 充実       |
| 聴覚障害者用FAX通報システム | 障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。  | 手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用している。   | 引き続き活用を図っていく。  | 充実       |

### 施策全体又は基本目標からの実績評価

災害時要援護者対策について一定の方向性が示せたことから、庁内そして、関係機関との連携や災害時要援護者登録手続などの支援体制の整備が行われた。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                                    |
|--------------|--|------------------------------------|
| <b>計 画 名</b> | <b>第3期障害福祉計画</b>                               |                                    |
| <b>施策名</b>   | 第4章 障害のある人の生活を支える<br>まちづくり<br>第2節 障害福祉サービス等の充実 | 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み<br>(1) 訪問系サービス |

| 施策の目標<br>個別事業名  | 目標必要量・事業量   | 個別事業  |   |          |
|---|---|---|---|----------|
|   |   | 達成度<br>平成25年10月<br>時点   | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等   | 評価<br>区分 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護<br/>（ホームヘルプサービス）</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 同行援護</li> </ul> | 平成22年度 91人分／8,030時間<br>平成23年度 100人分／8,490時間<br>平成24年度 127人分／7,155時間<br>平成25年度 136人分／7,296時間 | 126人／6,685時間<br>[各サービスごとの内訳]<br>・ 居宅介護 75人／1,109時間<br>・ 重度訪問介護 22人／5,203時間<br>・ 行動援護 3人／29時間<br>・ 重度障害者等包括支援 0人／0時間<br>・ 同行援護 26人／344時間<br>※支給決定人数 154人／8,225.5時間 | 平成24年の実績との比較では居宅介護の利用者が14人減っているが、時間数の実績では変わっていない。全体の実績が1,153時間増加しているが、増加の要因としては重度訪問介護利用者が6人増えて1,071時間増えている事が大きい。「同行援護」は支給決定者数で8人増え36人となったが、実際の利用平均時間は12.8時間で24年とあまり変わっていない。行動援護は平均支給時間21.0時間で実際の利用者の平均時間は9.7時間と減少している。今後も個別のニーズを細かく聴き取りながら必要な時間の決定と、スムーズに利用できるような事業所等との連携を行う。 | 継続       |

### 施策全体又は基本目標からの実績評価

訪問系サービスの実績は各年度の目標必要量で掲げた時間数を下回る結果となっているが、支給決定人数は見込みを超える人数となっている。支給時間の実績が下回る原因として、支給決定を1か月で最大に利用する時間を積算して決めているためと、入院等による生活状況の変化によると推測される。同行援護においては介護保険対象者が多く、介護保険サービスを優先して使うためと思われる。平成24年度から段階的に実施している「サービス等利用計画」が浸透することで、実態に即した支給量の申請と決定がおこなわれることが期待できる。



## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名          |  | 第 3 期障害福祉計画                          |  |          |
|----------------|--|--------------------------------------|--|----------|
| 施策名            | 第4章 障害のある人の生活を支える<br>まちづくり<br>第2節 障害福祉サービス等の充実                                     | 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み<br>(2) 日中活動系サービス |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名 | 目標必要量・事業量  | 個別事業                                 |  |          |
|                |  | 達成度<br>平成25年10月<br>時点                | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 生活介護           | 平成22年度 40人分<br>平成23年度 150人分<br>平成24年度 181人分<br>平成25年度 185人分                        | 169人<br>※支給決定人数 174人                 | 利用者が25年10月時点で目標必要量に達していないのは、利用を見込んでいた23年度24年度特別支援学校卒業生が他のサービスを利用することになった事が大きい。目標値には達していないが待機者はいない状況である。  | 達成       |
| 療養介護           | 平成22年度 2人分<br>平成23年度 3人分<br>平成24年度 7人分<br>平成25年度 8人分                               | 7人<br>※支給決定人数 7人                     | 平成24年4月の児童福祉法及び障害者自立支援法の改正により、それまで18歳を超えても障害児施設に入所可能だった者が、18歳以上は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。重症心身障害児入所施設が療養介護に移行し、7名の対象者が移行手続きをおこなった。今後も療養介護施設の利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。 | 継続       |
| 短期入所           | 平成22年度 18人分／95人日分<br>平成23年度 20人分／50人日分<br>平成24年度 20人分／108人日分<br>平成25年度 22人分／118人日分 | 29人分／132日分<br>※支給決定人数 118人／894日分     | 市内に事業所ができたことで、申請及び支給決定も大きく伸びている。緊急時の備えや家族以外の介護者に慣れることを目的に申請し、利用するケースが増えている。一方で緊急時には空きがなく、必要な期間の利用がしにくい状況は続いている。必要が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。                                    | 達成       |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 平成22年度 6人分<br>平成23年度 6人分<br>平成24年度 7人分<br>平成25年度 7人分                               | 5人<br>※支給決定人数 6人                     | 市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。介護保険サービスとの調整を図りながら、対象者の掘り起こしや関係機関との連携に努める。   | 継続       |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 平成22年度 10人分<br>平成23年度 14人分<br>平成24年度 3人分<br>平成25年度 3人分                             | 5人<br>※支給決定人数 6人                     | 市外に精神障害者を対象とした事業所が数か所設立されたため、目標必要量が達成された。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。  | 達成       |

| 施策の目標<br>個別事業名 | 目標必要量・事業量  | 個別事業                  |  |          |
|----------------|--|-----------------------|--|----------|
|                |  | 達成度<br>平成25年10月<br>時点 | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 就労移行支援         | 平成22年度 15人分<br>平成23年度 21人分<br>平成24年度 11人分<br>平成25年度 11人分     | 19名<br>※支給決定人数 19人    | 市内及び近隣でサービスを実施する事業所が増えたため利用者が急増している。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努め希望者に情報提供を行う。                             | 達成       |
| 就労継続支援（A型）     | 平成22年度 2人分<br>平成23年度 3人分<br>平成24年度 7人分<br>平成25年度 8人分         | 9名<br>※支給決定人数 11人     | 近隣市の事業所を利用していただ方が転入したことと事業所が増えたことで目標値を達成した。利用者が引き続き通所できるよう、また新たな希望者に情報提供ができるよう関係機関からの情報収集及び連携に努める。 | 達成       |
| 就労継続支援（B型）     | 平成22年度 122人分<br>平成23年度 136人分<br>平成24年度 172人分<br>平成25年度 182人分 | 163名<br>※支給決定人数 184人  | 福祉関係者にサービスの情報が行き届き、利用者に勧奨が進んで通所を希望する方が増えている。また近隣市にも事業所が増えたことで支給決定人数は増えている。                         | 継続       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

新たな事業所設立や増設の動きに注目しながら、特別支援学校や福祉関係者と連携しニーズの把握に努め、計画策定時に想定した状況と差異が大きな事業については、26年度に行う第4期障害福祉計画の策定において、より正確な見込を立てていく必要がある。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                                    |  |
|--------------|--|------------------------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>第3期障害福祉計画</b>                               |                                    |  |
| <b>施策名</b>   | 第4章 障害のある人の生活を支える<br>まちづくり<br>第2節 障害福祉サービス等の充実 | 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み<br>(3) 居住系サービス |  |

| 施策の目標<br>個別事業名                               | 目標必要量・事業量  | 個別事業   |   |          |
|--|--|--|---|----------|
|  |  | 達成度<br>平成25年10月<br>時点                                  | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等   | 評価<br>区分 |
| 共同生活介護<br>（ケアホーム）<br><br>共同生活援助<br>（グループホーム） | 平成22年度 59人分<br>平成23年度 69人分<br>平成24年度 64人分<br>平成25年度 66人分 | 77人分<br><br>[各サービスごとの内訳]<br>・共同生活介護 62人<br>・共同生活援助 15人 | 平成24年度実績から13人増加し目標必要量を大きく超えて達成できた。地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と相談に努めていく。   | 達成       |
| 施設入所支援                                       | 平成22年度 10人分<br>平成23年度 83人分<br>平成24年度 70人分<br>平成25年度 70人分 | 63人分   | 死亡やケアホームへの移行により目標人数を下回った。地域移行を希望する入所者の把握と移行の推進を図る。一方で、真に施設入所を希望する方のニーズに対応できるよう希望者の把握と施設の情報収集に努める。また入所している利用者が安定した生活が送れるよう施設と連携していくことも必要である。 | 継続       |

|  |
|--|
| 施策全体又は基本目標からの実績評価  |
| 地域で安定した生活を送るためのグループホームの重要性を捉え、設備や運営面などを含めた包括的な支援体制についても事業者と適宜協議を行っていく。 |

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

|              |  |                                   |  |
|--------------|--|-----------------------------------|--|
| <b>計 画 名</b> | <b>第3期障害福祉計画</b>                           |                                   |  |
| <b>施策名</b>   | 第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり<br>第2節 障害福祉サービス等の充実 | 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み<br>(4) 指定相談支援 |  |

| 施策の目標<br>個別事業名          | 必要量及び取組み・方針  | 個別事業                  |  |          |
|-------------------------|--|-----------------------|--|----------|
|                         |  | 達成度<br>平成25年10月<br>時点 | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 指定相談支援<br>(サービス利用計画の作成) | 平成22年度 5人分<br>平成23年度 5人分<br>平成24年度 15人分（1か月あたり）<br>平成25年度 15人分（1か月あたり） | 月 6人                  | 平成25年10月までに支給決定している22人中、10月に決定したのは6名である。サービス等利用計画の作成を進めるために特定相談支援事業所等との連携や、利用者及び事業所への情報提供周知が重要である。事業所連絡会などを通じて相談支援事業所等と連携を深める。 | 継続       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域移行を進めるためには精神障害者地域移行促進事業者の協力と精神病院との連携が必要である。また計画相談を進めるためには特定相談支援事業所等の確保と連携が必須であるため、事業所連絡会の開催や地域自立支援協議会の協力を得ながら進めて行く。

## 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

| 計 画 名 第3期障害福祉計画         |   |  |  |          |
|-------------------------|---|--|--|----------|
| 施策名                     |   | 2. 地域生活支援事業の充実<br>(1) 相談支援事業 (2) コミュニケーション支援事業 (3) 日常生活用具給付事業<br>(4) 移動支援事業 (5) 地域活動支援センター事業                     |  |          |
| 施策の目標<br>個別事業名          | 必要量及び取組み・方針   | 個別事業   |  |          |
|                         |   | 達成度<br>平成25年10月<br>時点  | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 相談支援事業                  | 平成22年度 2か所<br>平成23年度 2か所<br>平成24年度 3か所<br>平成25年度 4か所  | 2か所<br>〔相談支援実施状況〕<br>・清瀬市社会福祉協議会<br>・地域生活支援センターどんぐり  | 事業所は、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としています。サービス等利用計画の作成とともに特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所における相談支援が期待される。  | 継続       |
| 住宅入居等支援事業<br>(居住サポート事業) | 平成22年度 1か所<br>平成23年度 1か所<br>平成24年度 1か所<br>平成25年度 1か所  | 1か所  | 地域生活支援センターどんぐりの相談支援事業の中で実施されている。   | 達成       |
| 成年後見制度利用支援<br>事業        | 平成22年度 1か所<br>平成23年度 1か所<br>平成24年度 1か所<br>平成25年度 1か所  | 1か所  | 平成17年に開設したきよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図っていく。また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の社会福祉課と日頃から情報交換をしておく。  | 達成       |
| 日常生活用具給付事業              | 平成25年度<br>・介護訓練支援用具 8件<br>・自立生活支援用具 14件<br>・在宅療養等支援用具 10件<br>・情報・意思疎通支援用具 19件<br>・排せつ管理支援用具 1,652件<br>・住宅改修費 1件 | 平成25年度末<br>・介護訓練支援用具 11件<br>・自立生活支援用具 19件<br>・在宅療養等支援用具 5件<br>・情報・意思疎通支援用具 15件<br>・排せつ管理支援用具 1,606件<br>・住宅改修費 2件 | 実績で必要量を下回る用具もあるが上回っている用具もある。在宅療養等支援用具の中には他制度による入手が可能な物があり他制度を利用している事が考えられ、また自立生活支援用具では介護保険制度を利用している事が考えられる。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討する。                   | 継続       |
| 移動支援事業                  | 平成22年度 50人分／600時間<br>平成23年度 55人分／650時間<br>平成24年度 94人分／1,222時間<br>平成25年度 104人分／1,352時間                           | 89人／1246.5時間   | 23年度に支給量と利用方法の見直し、利用範囲の拡大を図ったことで利用者、利用実績時間ともに増えている。25年度も申請者が10人増え支給決定時間も増えているが、実績で一人当たりの利用時間が24年度よりも約2時間減っている。減少の原因としてヘルパー不足も考えられ、事業所等と情報交換を行いながら、利用が促進するよう環境を整える。 | 達成       |

| 施策の目標<br>個別事業名 | 必要量及び取組み・方針  | 個別事業  |  |          |
|----------------|--|---|--|----------|
|                |  | 達成度<br>平成25年10月<br>時点                                     | 評価及び今後の<br>方策（改善策）等  | 評価<br>区分 |
| 地域活動支援センター     | 平成22年度 2か所<br>平成23年度 2か所<br>平成24年度 2か所<br>平成25年度 2か所 | 2か所<br>〔地域活動支援センター実施状況〕<br>・清瀬市社会福祉協議会<br>・地域生活支援センターどんぐり | 事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達成している。利用者の公平性や拡大を図るために、運営方法の見直しが必要である。 | 達成       |

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域生活支援事業に掲げる目標必要量はほぼ達成しているが、相談支援事業や地域活動支援センターの活動内容を充実させることが課題である。今後、相談支援事業が浸透することで各種サービスの申請や成年後見制度の利用者が増えることが見込まれるため、所管の社会福祉課や各事業所等との情報交換を行い、速やかに対応できる体制を作る。